

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年3月15日（水）13時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 川脇 幸子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 岡野 保雄 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 駆重 寛和 出席 欠席

12番 木下 瞳生 出席 欠席

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について

議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について

田布施町農業委員会會議規則第19条第2項の規定により署名する。

会長 南一成

署名委員

福本卓雄

署名委員

小牧亮一

議長 ただ今から、令和5年第3回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と福本委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第2号 現況証明について』

『議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について』

『議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について』

『報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4と5と一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東1.4kmに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で業務用駐車場です。譲受人は、町内に本社を構え建設業を営んでおり、現在、本社の駐車場は満車状態とのことです。

今年の4月から従業員増員予定であり、譲受人の資材置場に隣接する申請地を新規駐車場の用地として確保するため申請がかったものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 申請地は道路と私道に囲まれて、周りの農地への影響もありませんので、問題ありません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6をご覧ください。申請地は、役場より南東900mに位置する第三種農地です。位置は現況-1で示しています。

申請者は田布施町です。町道を含む1筆の一部について、払下げを行うものです。管轄は建設課で、払い下げの協議は済んでいることを確認しております。現地は町道が通っており現況地目も「道」ですが、登記地目が町道を新設する前の「田」のままで残っていたものと考えられます。この度の払下げに伴い所有権移転をする必要が生じたため申請がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 申請地は、現在町道が通っており、現況地目も「道」ですので、問題ありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第2号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7から13に記載しております。今回は新規21筆、 $30,718\text{ m}^2$ 及び更新120筆 $213,837\text{ m}^2$ となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号14から18に記載しております。この指針につきましては、平成30年3月に作成しており、概要を説明しますと、次の議案第5号で説明します最適化活動の目標設定等の中長期の計画版と思っていただければ良いかと思います。最適化活動の目標設定等については、毎年、単年度の集積目標などを設定して作成しておりますが、この指針につきましては、3年～10年後の中長期の目標を設定しております。

今回は、この4月1日施行の農業委員会法の改正に伴い、当該法改正に沿う項目を追記しております。

追記事項の大きな部分につきましては、16ページの下段をご覧ください。

①「地域計画」の作成・見直しについてと記載しております。

この「地域計画」については、本町に限らず全国の市町村で令和7年度末までに作成するよう国より依頼がありました。この「地域計画」については、10年後に、どこの農地を誰が耕作しているか又どこの農地を保全エリアとするかといった目標地図等を定めるものです。地域計画の作成については、今後、田布施町経済課農林振興係が主体となって、農業委員会や他関係機関と協力して作成していく予定としております。現時点では、本町農業委員会としては、地域計画の作成において、他関係機関より農地賃借権等のデータ提供依頼があった場合には、その対応が必要となることが考えられます。データ提供依頼等の対応については、田布施町農業委員会事務局が窓口となり、町の要望に対し、円滑に必要資料の提供を行うことを考えております。

その他に、委員の皆様につきましても、農業者である方がほとんどでいらっしゃいますので、地域計画作成にあたっては、ご相談をさせていただく事もあるかと思いますので、その際はどうぞよろしくお願ひします。

なお、その他指針の内容については、最適化活動の目標設定等の内容を踏まえて整合がとれるように「遊休農地の解消面積」「担い手への集積」「新規参入の促進」について数値をそれぞれ記載しております。

また、15ページ上段では、遊休農地の解消面積が10年後には0haになる事や、16ページ上段では、担い手への農地利用集積率が10年度には70%以上になる目標としております。昨年度の目標等作成時にも皆様には苦しい説明をしたところですが、全国の農業委員会でも同様にこのような無謀な数値で設定するよう依頼されているところです。

この目標設定の背景には、国の示す目標指針に沿わなければ国の補助金を受けれない事が大きく影響しており、どの農業委員会も苦慮しているところです。昨年度に続き、大変苦しい説明で申し訳ございませんが、ご審議いただければ

と思います。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

今井委員 遊休農地について、10年後には0haになると言っておりますが、ならなかつた場合はどうなるんですか。

事務局 はい、ならなかつたら場合ですが、目標等と同じで、特にペナルティはありませんが、目標達成に向けて取り組むことには変わりはありません。

山城委員 あの、集積率の目標のとこなんですけれども、今の国営のほ場整備やって、今その補助率といいうんですかね、集積率によって何%の補助があるよといったようなものだと思うんですけども、あれとの、まあここは田布施町全体でしょうから国営とは関係ないかもしれないですが、そのへんもある程度加味してしていただけている目標になっているのかなと思ったのですが。

事務局長 これがですね、目標 자체がそもそも農振農用地の、要は守らなければいけない農地だけではなくて、田布施町全体なんですよね。で、うちの国営のほ場整備であれば当然90%とかっていうので、負担金も下がってきたりとかして、そういう計画を立ててやるんですけども、ちょっと本末転倒で国は全体の農地を考えると、こういうことになってるんです。

山城委員 2つ目標がイメージですか。

事務局長 基本的にはそう思っていただければ。国営は国営で、あくまでも集積率を上げるために、要は受益者の負担金が下がってきますよね。だけど、これは町全体で考えると、ちょっとその乖離はあります。

山城委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号19から21に記載しております。

こちらについては、先程説明した指針の单年度版の位置づけにあるものです。数値目標につきましては、昨年度目標数値を踏襲したものとなっており、先程説明しました指針の目標数値とも整合を取ったものとなっております。

なお、20ページ上段より農地の集積に係る記載をしております。現時点での担い手への集積率は32.3%です。これを来年度70%にすることが目標です。また、遊休農地の解消については、現時点の96.6haから24.2ha解消することが目標です。

続いて21ページ上段の新規参入についてですが、過去3年間の農地の権利移動面積の平均値の1割である5.2haを新規参入者へ新たに貸し付けるといった目標を定めております。以下の最適化活動の目標設定からは昨年度と同様の目標値を設定しております。

目標数値については、先程の指針の説明でも申しあげたものと同数値であります。

現状として、目標数値については、以前のように町農業委員会独自での実態に即した数値が設定できない状況の中で、皆様にご審議いただく事は心苦しい限りですが、以上のこと踏まえた上で、審議をお願いいたします。以上です。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。令和3年4月1日に、今のこの農業委員に改選されて、令和5年度までこのメンバーですよね。

事務局 そうですね。

議長 令和5年度末で終わりということやね。そしたら、あと1年はこれでいくと。

事務局 はい。

議長 分かりました。何か皆様の方からありますか。はい、昨年もこのような形でお示ししております。多少の変更があったが事務局の説明のとおりということで、ご理解いただけたらと思います。特にないようですので、質疑等を終了します。次に、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり決定しました。

次に「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号22をご覧ください。申請地は、役場より北東1.5kmに位置する第二種農地です。位置は畑造ー1で示しています。

利用計画について、果樹栽培ということで申請されています。

なお、現在、届出地については隣接する町道の拡幅工事を行っており、届出地の一部を資材置場として利用しております。これは、公共事業に伴う一時転用として転用許可不要の案件ですので申し添えます。以上です。

議長 それでは、ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 現地は町道工事の資材置場で活用されており、用水もなかなか確保が難しい状況なので、畑造で問題ないと思われます。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和5年第3回田布施町農業委員会総会を閉会します。